

(様式4 実施結果の公表)

つくば保育の質ガイドライン(案)の パブリックコメント手続の実施結果

平成31年3月
つくば市こども部幼児保育課

■ 意見集計結果

平成30年12月7日から平成31年1月7日までの間、つくば保育の質ガイドライン(案)について、意見募集を行った結果、6人(団体を含む)から36件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(含む団体)
直接持参	1人
郵便	0人
電子メール	3人
ファクシミリ	2人
電子申請	0人
合計	6人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ つくば市の保育の目指すもの について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	外国人児童、障害者児童、さらには外国人障害者児童などの対策もこれから重要になると思う、その対策は?	1件	特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応については、担当課と連携して支援しています。今後も制度の理解を深め支援していきます。その旨をp.4 (1)子どもの権利 ①人権の尊重、p.13 (4)保育内容 ④健康、p.15 (6)支援 ①保護者支援に記載しています。
2	乳児見守りIoT、栄養管理人工知能こういうものの導入支援や導入相談がほしい IoTや人工知能を使った栄養管理や体重、健康管理などの推進を	1件	今後の参考にさせていただきたいと思います。
3	障害なども先天性や後発性のもので家族でも高齢、事故、病気な	1件	特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応については、担当課と連携

	どでも誰でも起こり得てそういうのを助け合っていくことの大切さやバリアフリーの大切さ、どういう風なことが困ってどうすれば助けられるのか、そして特別なことじゃないのか、教育でも教えてほしい		して支援しています。今後も制度の理解を深め支援していきます。その旨を p. 4 (1)子どもの権利 ①人権の尊重、p. 13 (4)保育内容 ④健康、p. 15 (6)支援 ①保護者支援に記載しています。
4	海外からきて言語のわからないことや、いろいろな言語や会話以外でもコミュニケーションの実践などを教育でも教えてほしい	1件	子どもは環境を通して遊びの中で様々な体験をし、豊かな感性を表現する力をなど生きる力の基礎を培っていきます。保育施設内外の地域資源を積極的に活用して子どもの成長を支援していきます。その旨を p. 11 (4)保育内容 ①保育計画ウ 3歳以上児に記載しています。
5	職員の配置に関して、保育士不足が究極の状況にある昨今、園長裁量による（人格・学歴職歴等々）人材育成の独自性をご理解頂きながら、職員としてのカウントができ、職員不足を緩和できるようなご判断を頂ける時代が来ればと願います。	1件	職員の配置に関しては、児童福祉法に基づき定められた基準に沿った配置を厳守することとされています。保育士確保については、保育士等処遇改善助成金などにより保育士確保に取り組んでいます。
6	「子育て」のサポートは「長時間の預かり時間」だけの問題ではなくなっています。また在園家族も子育て相談事ばかりではなく、現実には家庭内のさまざまな相談事、よろず相談の話し相手になることもあれば、保護者自身の精神状態をフォローすることが多いものです。そればかりか、さらにシビアな問題と直面することも多々あります。保育士達も重大な問題への介入を余儀なくされることもあります。このような時代の変遷を鑑みて、保育園への「臨床心理士」等、精	1件	今後、他市の状況等も踏まえ、研究していきたいと思います。

	<p>神的な課題を支えることを学んだ方の配置が必要です。</p> <p>カウンセリングやレクチャーなど家庭問題や子育てへの負担を軽減するための専門分野でのアプローチが必要です。</p> <p>「保育の質の向上」をめざし、時代を先駆けて科学の街つくば市の保育園にぜひ臨床心理士の配置をお願いし、ともに地域の守護神となれるよう尽力させて頂ければと存じます。</p>		
7	<p>保育園は紙ベースの書類づくりが異常に多く、とてつもない時間を割かなければいけません。児童の発達記録をつくば市共通ひな形によって、適切に記録し、さらに各園の独自性を活かす時間を捻出できるよう考慮すべきです。</p> <p>共通項ができることで、自由な記録もとりやすくなり、伸び伸びとした教育内容を自信を持って整えられます。保育というかけがえのない教育は人間教育の基礎です、礎を築く日々をさらに豊かなものとするよう皆で忌憚のない学びが必要です。</p> <p>監査項目にある書類に関する「ひな形」づくりと「園の独自性」を認めたバランスの良い、設定をご奨励ください。</p>	1件	今後、他市の状況等も踏まえ、研究していきたいと思います。
8	<p>保育の質を確保するために一番必要なのは、アンケートにあるとおり、保育者の人数です。国の基準は最低人数であり、それ以上の人数を配置することが必要です。</p> <p>つくば市のガイドラインをつくるなら、市独自の、子供の人数対</p>	1件	アンケート結果では、保育の質にとって重要なもののひとつに、「保育者の人数」があげられましたが、市内の保育施設においては、児童福祉法に基づき定められた基準に沿って職員配置を行っています。ガイドラインは、国が定める保育所保育指針などを踏ま

	保育者の人数を書き込むことが必要ではないでしょうか。		え策定するものであるため、国の基準を超えた内容を書き込むことはできない状況です。
9	保育内容の質と保育者の資質を向上させるためには、研修と保育実践交流会の開催が重要だと思います。	1件	人材育成のための研修の開催など、様々な支援を行っていききたいと思います。
10	「虐待の防止」の「子どもに対し…絶対にやめましょう。」は、保育者や施設側の虐待だと思います。虐待の防止ではなく、「虐待の禁止」が適切な表現だと思います。	1件	御意見を参考に修正します。 (修正の内容 p 25 参照)
11	保育環境「適切な室内の環境」で、合成洗剤の柔軟剤や芳香剤など香りの成分で頭痛や鼻血・発熱など化学物質過敏症で苦しんでいるお子さんが出ていますので、「換気」のところで、化学物質過敏症のお子さんがある場合の対応も考慮していただきたいと思いました。	1件	p. 6 (3) 保育環境の中で、常に子どもの健康に気を配り、子どもが安心して安全に過ごせる環境を整えることを記入しています。
12	小学校、義務教育学校との交流、連携、接続と同じように、“学童保育”との連携、接続が必要ではないでしょうか。小学校入学式前に、学童保育には入所し、新しい放課後の生活が始まります。学童保育との連携・接続も1項目加えて下さい。	1件	地域や家庭の状況によって、保育施設近くの学童保育施設に入るとは限らず、また、一部の児童が利用する施設であるため、学童保育との連携、接続について項目を追加することは難しいと考えます。新しい放課後の生活を知るための学童保育施設への訪問などは、各保育施設において実施しています。
13	無認可保育所や無認可幼児施設などへの援助や支援なども市の役割の中に入れて下さい。	1件	p. 18 5 保育の質の向上のために求められるもの (4) 市の役割において、「全ての保育施設でより良い保育が展開されるよう、保育に関わる専門職の巡回指導相談や監査、人材育成のための研修の開催など、様々な支援を行っていきます。」と記載しており、無認可保育所や無許可幼児施設もこれ

			に含まれると考えます
14	<p>文言の修正を提案します。</p> <p>1 ガイドライン策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目「バランスの良い施設などの整備を行う」→「施設をバランス良く整備する」 ・ 5行目「待機児童解消を目指しています」→「増大する保育需要に対応しています」 ・ 7行目「保育の質の確保・向上にも」→「量的な拡充だけでなく、保育の質の確保・向上にも」 ・ 7行目「取り組んでいく必要があります」→「取り組んでいきます」 ・ 8～12行目 語順を変える→「質の高い保育・幼児教育（以下「保育」という。）を計画的かつ確実に子どもたちに提供するためには、市内全ての保育所（園）、幼稚園及び認定こども園など（以下「保育施設」という。）において、子どもたちの育ちに十分配慮しながら、保育に関わる全ての職員や、事業者、保護者、地域、行政など（以下「保育関係者」という。）が共通理解を深め、相互に連携・協力していく必要があります。」 ・ 19行目「保育の質の確保がされるような」→「質の高い保育が提供されるような」 	1件	<p>御意見を参考に修正します。</p> <p>（修正の内容 p 24 参照）</p>
15	<p>文言の修正を提案します。</p> <p>4 つくば市の保育の目指すもの p. 3図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「発達課程」→「発達過程」 ・ 「～食事の提供おいしく楽しく～」→「～食事の提供・おいしく 	1件	誤字の修正及び「・」を追加します。

	楽しく～」		
16	<p>文言の修正を提案します。</p> <p>(1)子どもの権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3行目「子どもの権利条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利が～」の出典を示したほうが良い ・ 4行目「子どもが置かれている環境」→「置かれている環境」 ・ 8行目「虐待の防止や予防」→「虐待の防止や早期発見」 ・ ①人権の尊重【個人情報の保護】「守りましょう」→「十分配慮しましょう」 	1件	御意見を参考に修正します。 (修正の内容 p 25 参照)
17	<p>文言の修正を提案します。</p> <p>(2)職員に求められる資質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目「発達過程に応じた必要な保育や援助」→「発達過程に応じた保育や援助」 ・ 4～5行目 語順の変更等→「保育施設は、質の高い保育を展開するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう絶えず努めなくてはなりません。」 ・ 6行目「かつ保育者としての」→「保育者としての」 ・ 7行目「～保育に当たり、常に自己評価に基づく課題などを踏まえ、保育技術や～」→「～保育に当たるとともに、自身の実践を振り返り、課題を踏まえて、保育技術や～」 ・ 【すべての職員の倫理観】「幼稚園要領」→「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」追加 	1件	御意見を参考に修正します。 (修正の内容 p 25、26 参照)

	<ul style="list-style-type: none"> ・【自身のスキルアップ】「他園との交流など」→「他施設との交流などを通して」、「保育の振り返りを行いましょう」→「保育を振り返りスキルアップに努めましょう」 ・【子どもに寄り添う保育】「子どもと関わることを喜び、一緒に楽しみ保育を行いましょう」→「子どもの思いを受け止めて、保育と一緒に楽しみましょう」 ・【保護者との信頼関係】2文に分ける→「保護者の気持ちに寄り添いながら、子どもの発達を支援し、共に子どもの成長を喜べる関係を築きましょう。また、保育者としての専門性をいかし、保護者からの相談を受けたり、保護者への助言を行ったりしましょう。」 		
18	<p>文言の修正を提案します。</p> <p>(3)保育環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1行目「子どもが安全に」→「子どもが豊かで安全に」 ・2～6行目 文の順序を変える→「子どもたちは、適切に整えられた環境の下、生活や遊びを通して様々な力を身につけていきます。自らを取り巻く環境に主体的に関わり遊ぶことで心身の発達が促され、人間として尊重され愛されることにより人への信頼感が育まれていきます。保育施設は、人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるように、計画的に環境を構成し工夫して保育を行います。」 ・7行目「～保育環境を構成する 	1件	御意見を参考に修正します。 (修正の内容 p 26、27 参照)

	<p>とともに、常に確認を怠らず、子どもの健康に～」→「～保育環境を構成するとともに、常に子どもの健康に～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9～10行目「つくば市では～行っていきます」削除 ・ 【安全・安心な室内の環境】 「おもちゃ」→「玩具」、「備品類を常に消毒する」→「備品類の点検をする」、「いつも清潔が保たれる」→「いつも安全・安心、清潔が保たれる」 ・ 【人的配置による保育環境の整備】 「適正な保育士の配置と」→「適正な保育士の配置に加え」、「特別な支援を必要とする子どもがいれば加配保育を配置する」→「～子どもへの加配保育を行う」、「集団保育が」→「子どもが」、「情緒の安定した生活となるように」→「情緒が安定して過ごせるように」 ・ 【労働環境の整備】 順番を一番下にする、「子育て支援員の育成を図り」→「子育て支援員の育成や保育人材の確保を図り」 ・ 【外遊びの取組】 「園庭や園外」→「戸外」、「のびのびと～いきましょう」→「豊かな自然の中で季節を感じ、伸び伸びと体を動かすことの楽しさを味わえるような取組をしましょう」 		
19	<p>(4)保育内容</p> <p>①保育計画1～3行目 文章を〈計画〉〈実践〉〈振り返り〉の流れに整理する →「子どもが生涯にわたる生きる力の基礎を培い、社会に求められる資質能力を</p>	1件	御意見を参考に修正します。 (修正の内容 p 27～34 参照)

<p>身につけるための保育計画を作成し、計画に基づいた保育を実践します。また、日々の保育を振り返り、明日のより良い保育につながるよう努めます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①保育計画4～8行目 文が長いので簡潔にする→「保育施設における保育は、「養護」（子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育者が行う援助や関わり）と「教育」（子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助）の一体的な展開を特性としています。」 ・①保育計画12行目「保育の内容」→「保育の計画」 ・①保育計画17行目「計画された保育」→「計画的な保育」 ・①保育計画【様々な環境の子どもへの保育】「年齢別」→「年齢」 ・①保育計画【子どもの成長過程の見守り】「見守り」→「記録」 ・①保育計画【異年齢児との交流の場】最初に「子どもの体験をより豊かなものにするために」を挿入 ・②生活と遊びの中の保育1行目「生命の保持・情緒の安定、健康な心と体・社会性を身につける」→「生命の保持や情緒の安定を図り、健康な心と体を培い、社会性を身につける」 ・②生活と遊びの中の保育6行目「表現の仕方」→「表現方法」 ・②生活と遊びの中の保育(ア)1行目「乳児期の発達については 		
---	--	--

<p>」→「乳児期には」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(ア) <p>1行目「著しく発達し」→「著しく発達するとともに」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(ア) <p>2行目「愛情豊かな応答的な」→「愛情豊かで応答的な」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(ア) <p>6行目「～対応も必要であり、」→「～対応も必要となります。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(ア) <p>6行目「養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容との一体性をより強く意識し」→「養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」と教育における「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助」との一体性をより強く意識し」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(ア) <p>9行目「～嘱託医などの専門性をいかした」→「～嘱託医などがそれぞれの専門性をいかした」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(ア) <p>【生命の保持、情緒の安定】「表情豊かに」→「愛情豊かに」、</p> <p>「保育にあたりましょう」→「丁寧な保育を心がけましょう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(ア) <p>【視覚、聴覚の発達の支援】「～大きさを工夫し」→「～大きさなど安全面に十分に配慮しながら」、</p> <p>「～に配慮しましょう」→「～を工夫しましょう」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(ア) <p>【健康に伸び伸びと育つ】「健康に伸び伸びと育つ」→「健康に伸</p>		
--	--	--

<p>び伸びと育つ視点」、「確保や工夫をし」→「確保し」、「～意欲を育てる」→「～意欲を育てる工夫をして」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(イ) 4～6行目 文を分けて簡潔にする→「また、指先の機能も発達し、食事や衣類の着脱も徐々に自分で行えるようになります。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。」 ・②生活と遊びの中の保育(イ) 7～10行目 文を分けて簡潔にする→「このように、自分でできることが増え、自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であると言えます。保育士は、子どもの生活の安定を図ること、自発的な活動を尊重して温かく見守ること、愛情豊かで応答的に関わることなどが必要となってきます。」 ・②生活と遊びの中の保育(イ) 11行目 「個別の対応を大切に子どもが～」→「一人ひとりの子どもが～」 ・②生活と遊びの中の保育(イ) 11行目 「他の友だちや」→「友だちや」 ・②生活と遊びの中の保育(イ) 12行目 「温かい関わりにより」→「温かい関わりを通して」 ・②生活と遊びの中の保育(イ) 12行目 「表現する力を養い」→「表現する力を培い」 ・②生活と遊びの中の保育(イ) 		
---	--	--

<p>【身近な人との触れ合い】語順を変える→「保育士などや周囲の大人、他の友達との関わりを通して、人と関わる力が養われるよう援助をしましょう」</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(イ)</p> <p>【健康な心と体】「～楽しめるよう取組を」→「～楽しめるような取組を」、「触れ合い」→「温かい触れ合い」</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(イ)</p> <p>【自然環境との触れ合い】2文に分ける→「身近な生物や自然との日常的な関わりをもち、生命の尊さへの気づきを促しましょう。また、子どもが周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、自身の生活に取り入れていこうとする力を養いましょう。」</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(イ)</p> <p>【言葉表現の重要性】最初に「子どもの言語発達において」を挿入</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(ウ)</p> <p>1～4行目 文を分ける→「～知的興味や関心の高まりが見られます。また、仲間と遊び～」</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(ウ)</p> <p>9～11行目 文を簡潔にする→「～豊かな感性と表現)や、幼児教育から小学校教育への「学びの接続」の円滑化のための接続カリキュラムを意識しながら、主体的で協同的な～」</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(ウ)1</p> <p>6行目 「活用し」→「活用することで」</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(ウ)1</p> <p>7行目 「豊かな体験・経験を通し</p>	
---	--

	<p>て保育内容が充実し」→「豊かな体験・経験を促し、充実した保育内容により」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②生活と遊びの中の保育(ウ)17行目「社会性を培う援助をしていきます」→「社会性を育てていきます」 ・②生活と遊びの中の保育(ウ) 【家族とのつながりを育む】「家庭での生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き」→「家庭生活の中で親や祖父母にとって自分は大切な存在であることに気付き」、「家族を大切にしようとする気持ちが育つように努めましょう」→「自分も家族を大切に思う気持ちを育てていきましょう」 ・②生活と遊びの中の保育(ウ) 【地域との関わりと社会性】「保育施設外保育を実施し」→「保育施設外での活動を行い」 ・②生活と遊びの中の保育(ウ) 【協同への意識】 「～経験から規範意識の芽生えを育て、個の成長と集団としての活動が充実するよう取組みましょう」→「～経験を促すなど、個の成長と集団としての活動の充実を図り、規範意識の芽生えを育てましょう」 ・②生活と遊びの中の保育(ウ) 【自然環境への好奇心や探究心】 「園内外」→「施設内外」、 「自然に触れ合うことで五感での様々な体験を通し」→「五感を使って自然に触れ合う中で」 ・②生活と遊びの中の保育(ウ) 【日本文化の理解】「～伝統的な 	
--	---	--

<p>遊びに親しみ、日本文化を理解するとともに」→「～伝統的な遊びに親しむ活動により日本文化への理解を促すとともに」、</p> <p>「文化の比較をしながら国際理解の意識の芽生えとなる活動の取組を行いましょう」→「文化の比較ができるような活動を取り入れ、国際理解の意識の芽生えを促しましょう」</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(ウ)</p> <p>【状況に即した保育】「子どもの実態や取り巻く状況」→「子どもの実態やそれを取り巻く状況」、</p> <p>「～に即して展開できるよう」→「～に即した保育を展開できるよう」、「保育などの～進めましょう」→「日頃から保育などの計画や評価の在り方について、職員間で検討し改善を図りましょう」</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(ウ)</p> <p>※1 「～を一貫して行う学校」→「～を一貫して行う学校のことです。」</p> <p>・②生活と遊びの中の保育(ウ)</p> <p>※2 【アプローチカリキュラム】、【スタートカリキュラム】の前に「である」を挿入</p> <p>・③食育 2行目「～源であり、保育施設における食育は～」→「～源であり、心と体の発達に密接に関係しています。保育施設における食育は～」</p> <p>・③食育 5行目「様々な伝統や文化、食の～」→「様々な伝統や文化を理解する力や、食の～」</p> <p>・③食育 7行目「大量調理施設衛星管理マニュアル」(厚生労</p>	
---	--

	<p>働省)に基づき」→「「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省)を踏まえ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③食育 14行目「学ぶ環境」→「学ぶための環境」 ・③食育【食を育む力の育成】「～の情報交換を行いましょう」→「～の情報交換を行い、それぞれの職員の専門性を生かしながら、創意工夫しましょう」 ・③食育【食育活動】「(栽培～関心など)」→「(作物の栽培や収穫、食材の調理体験や食文化などへの理解を深める活動)」 ・③食育【個々に合った食事の提供】「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を追加 ・④健康 6行目「感染症の早期発見と早期対応」→「感染症の予防及び早期発見と早期対応」 ・④健康 7行目「流行している感染症状況」→「流行している感染症の状況」 		
20	<p>文言の修正を提案します。</p> <p>(5)安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1行目「安心・安全・危機管理に努めます」→「危機管理意識を持ち、安全対策のための共通理解や体制づくりに努めます」 ・4行目「発達の段階で起こりうる事故などの可能性を念頭におき」→「子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で」 ・【個人情報の管理】「全職員で共通認識し」→「全職員で共通認識を持ち」 ・【事故等の情報共有と再発防止 	1件	<p>御意見を参考に修正します。 (修正の内容 p 34、35 参照)</p>

	】「情報共有し」→「情報を共有し」		
21	<p>文言の修正を提案します。</p> <p>(6)支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11行目「～以外の子どもに対する」→「～以外の子どもも含めた」 ・①保護者支援【課題の共有】「要望・御意見」→「要望や御意見」 ・①保護者支援【支援が必要な家庭への配慮】「保護者」→「保護者など」、「把握し」→「把握して適正に管理し」 ・①保護者支援【行政との連携】「特別な支援を必要とする子どもなど」→「特別な配慮を必要とする家庭や子どもなど」 ・②地域と連携した子育て支援【地域における子育て支援の拠点】「～の開放などに積極的に取組を行いましょ」→「～の開放などの取組を積極的行いませう」 ・②地域と連携した子育て支援【地域住民との交流】「昔あそび」→「昔遊び」、「幅広い世代の」→「幅広い世代による」 	1件	御意見を参考に修正します。 (修正の内容 p 35、36 参照)
22	<p>文言の修正を提案します。</p> <p>5 保育の質の向上のために求められるもの</p> <p>(1)事業者の役割と運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1行目「～支えているのは人材です」→「～支えているのは一人ひとりの人材です」 ・3行目「～などの労働条件が整備されている」→「～といった労働条件の整備が図られている」 	1件	御意見を参考に修正します。 (修正の内容 p 36、37 参照)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 4行目「運営事業者の健全な運営」→「事業者による健全な施設運営」 ・ 5～8行目 アンケートの結果だけでなく、そこから分かったこと、考察などを入れる ・ ①保育者の確保 1行目「アンケートの結果からも、」削除 ・ ①保育者の確保 2行目「～への取組を支え、保育の質の向上につながります」→「～への取組を支えます」 ・ ①保育者の確保 4行目「～保育士配置などの保育体制の整備などに」→「～保育士配置などの保育体制の整備に」 ・ ③労働条件の整備 1行目「社会的責任を遂行するために」→「社会的責任を果たすために」 <p>(2) 保護者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5行目「保護者は、保育施設における子どものための保育や保育の専門性を理解し、保育施設職員と子どもの育ちを共有し～」→「保護者は、子どもが集団生活の中で味わう様々な体験や経験を理解し、保育施設職員と子どもの育ちを共有し～」 ・ 6行目「子育てに見通しや希望を持ち、」削除 <p>(3) 地域の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目「保育施設や保護者と一緒に地域全体で、」→「地域全体で」 ・ 1行目「充実した子育ての環境づくりに努めましょう」→「充実した子育て環境を作り上げていきましょう」 		
---	--	--

	<p>(4)市の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11行目「この本ガイドライン」→「本ガイドライン」 ・11行目「更なる保育の質の向上の契機となり、」削除 ・11行目「保育に関わる全ての職員や、事業者、保護者、地域の方々とともに」→「すべての保育関係者と共に」 ・13行目「～を中心とした「保育の質の向上」を～」→「～を中心とした更なる「保育の質の向上」を～」 		
23	<p>文言の修正を提案します。 おわりに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～6行目 文が長いので分けて簡潔に→「本ガイドラインは、平成29年6月に「(仮称)つくば保育の質ガイドライン策定会議開催要項」が施行され、7月より開催された「(仮称)つくば保育の質ガイドライン策定会議」によって策定されたものです。内容の構成に当たっては、「(仮称)つくば保育の質ガイドラインワーキング会議」における現場の保育士・教諭の方々の意見や、保育事業者、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、保護者などを対象とした「『(仮称)つくば保育の質ガイドライン』アンケート」の結果、「ワークショップ『つくばの保育を考えよう』」で出された意見などを踏まえて議論を行いました。」 	1件	御意見を参考に修正します。 (修正の内容 p 37、38 参照)

○ 【資料2】について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	8月9日つくば市の強みを活かした保育についてのワークショップに参加させていただきました。時間が細かく区切られていてとてもスムーズな話し合いで、いろいろな園長先生や保育士の方、保護者の方の話が聞けて勉強になりました。保育の現状や子どもの保育についての話が聞けていい時間でした。	1件	ワークショップに御参加いただきありがとうございました。ワークショップで出された「つくばらしさ」の資源や環境が、保育内容にいかされ、子どもの将来の可能性を広げる一助になって欲しいと考えます。
2	8月9日つくば市の強みを活かした保育についてのワークショップに参加させていただきました。つくばと阿見の比較ができたし、つくばの環境をどのように保育に活かしていくべきか知れて、色々な人と意見交換ができてとても勉強になりました！	1件	ワークショップに御参加いただきありがとうございました。ワークショップで出された「つくばらしさ」の資源や環境が、保育内容にいかされ、子どもの将来の可能性を広げる一助になって欲しいと考えます。

○ その他 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>子供に学ばせながら談話や食事ができる施設や飲食店があるといい。</p> <p>児童向けの施設で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展示（ギャラリー的要素） <p>定期的、不定期に企画展を開催している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライブラリー（図書館的要素） <p>自由に読める図書がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アトラクション（遊園地的要素） <p>施設内に体験遊具がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくばの魅力(研究施設や大学、エキスポセンターなどがあるこ 	1件	今後の参考にさせていただきたいと思います。

	<p>と)を活かし 先端科学教育などでも教科書内容のみにとらわれないより発展教育や事例を小中高の学生や生徒、児童でも触れられるような環境やなぜ?どうしてと言うような質問を活かせる環境を作ってほしい。</p> <p>音楽や芸術、科学とか味覚、嗅覚、体育、論理力、計算力、社会性、発想力など 子供に学ばせながら談話や食事ができる施設や飲食店があるといい</p> <p>実験室風科学カフェやバー サイエンス料理 分子ガストロノミー (モラキュラー・ガストロノミー) こういうこどもも大人も楽しめる科学レストランも街に欲しい</p>		
2	<p>つくばでももっと舞浜のディズニーランドのワールドバザールやイクスピアリみたいな感じに子供も大人も商店街を見て楽しめる要素をできないか、テーマレストランやテーマ民宿、テーマ商店街、ショッピングコート、パサージュなど</p> <p>例 サイバーパンク ジャングル スイーツ スチームパンク スペースオペラ ロボット物 宇宙</p>	1件	今後の参考にさせていただきたいと思います。

	<p>近未来 空中 海底都市 空中都市 地底など こういうテーマパーク的な感じの街並み、都市景観、都市テーマゾーン、施設もうまくできるとよい</p>		
3	<p>科学週間の時につくばの研究所めぐりPR年間スケジュール 技術週間などや地図の日など一般公開日程をぜひ載せてください。 つくばには先端科学の研究所の一般公開もあります。</p>	1件	<p>科学技術週間についての情報や研究機関の一般公開の情報は、広報つくばやつくば市ホームページ、つくば市公式 facebook などでお知らせしています。</p>
4	<p>ICT教材を使うということで人工知能などを使い忘却曲線や達成度を測ったイーラーニングやゲーミングプレイ法などを使った学習や自宅でも学校での勉強を復習できる環境、もしくは遠距離の離れた相手との実践的なコミュニケーションや能力の相対的な学習度把握など既存の民間学習施設や大学、通信教育、予備校、塾、語学教室では20年以上前から行われているような学習法も取り込んでほしい。 教員にもそれらの民間学習施設や大学、通信教育、予備校、塾、語学教室などの学習方法を取り入れる講習やもしくは受講などができるシステムを作ってほしい。</p>	1件	<p>今後参考にさせていただきたいと思います。</p>
5	<p>国際的な感性を持った子供を育てるためにもうまく自動翻訳アプリなどを使った多文化コミュ</p>	1件	<p>今後の参考にさせていただきたいと思います。</p>

	<p>ニケーションの活用講座が欲しい</p> <p>(技術者にはわかっているけども新技術を導入するのは不安や覚えるのも難しかったりといろいろ難点が多い。)</p>		
6	<p>外国語図書館、児童図書館、絵本図書館、料理書図書館、旅行書図書館、科学書図書館、スポーツ書図書館、情報学プログラミング書図書館、マンガ図書館、宇宙図書館、)などを誘致したらどうか？</p> <p>またつくばにも立川まんがぱーくや未来科学館、リスピーア、パナソニックセンター東京、科学技術館、がすてなーに、ソニー・エクスプローラサイエンス、こども鉱物館、足立区こども未来創造館、板橋区立教育科学館、多摩六都科学館、チームラボボーダレス、チームラボ プラネッツ TOKYOのような施設が欲しい</p>	1件	<p>今後の参考にさせていただきたいと思います。</p>
7	<p>つくばにも新書などの雑誌がメインで貸し出し前の本を読みながらカフェも楽しめる図書館と公民館、カフェの融合したような「ALEC」のような施設</p> <p>本のあるカフェ『ALEC』の地域交流への取組み(和歌山県有田川町)</p> <p>町内には、子供連れの親が平日の昼間に集まり、落ち着いて会話を楽しむ場が少ないことに気づきました。そこで、20～30代の子供連れの主婦層をターゲットに、地域の憩いの場となるような施設を目指すこととなり、平成21年4</p>	1件	<p>今後の参考にさせていただきたいと思います。</p>

	月にALECを設立しました。 開館以降、毎月1万人以上が来館 しています。これは、町民の約3 人に1人が利用している こういう施設が欲しい		
8	子供が科学や音楽など専門知識 などにも興味を持った時にいか にその才能を摘まずに育てられ るかみたいな支援が欲しい。 虫好きや魚好きでさかなクンの ように専門家になったり、そうい う才能があるのを摘んでしまう ような環境が多いがつくばでは うまく伸ばせるようなもの、専門 家の支援が欲しい(例、子供科学 相談室など)	1件	つくば市には、身近に子どもたちの興 味関心を育てられる環境があります。 ワークショップで出された「つくばら しさ」の資源や環境が、保育内容にい かされ、子どもの将来の可能性を広げ る一助になって欲しいと考えます。
9	子供のアートや音楽などの感性 育成支援や多様性などに触れる 機会をこういうようなのもうま く市を挙げて取り組んでほしい	1件	つくば市には、身近に子どもたちの興 味関心を育てられる環境があります。 ワークショップで出された「つくばら しさ」の資源や環境が、保育内容にい かされ、子どもの将来の可能性を広げ る一助になって欲しいと考えます。
10	近年、少子化が進み、保護者の働 き方が多様化する中で、子どもた ちをとりまく環境が大きく変化 していることはだれもが感じて いるところではないでしょうか。 つくば市には国立の大学もあり、 教育の専門家が大量にいらっしや るので、保育士・保護者・ 専門家含めて、「つくばの子ども たちをどう育てるのか」「今の時 代に求められる保育・幼児教育施 設のあり方」等について市民公開 で、是非開催していただきたいと 思っています。	1件	今後の参考にさせていただきたいと 思います。
11	「子どもの権利」を最初に掲げ、 職員全体で理解し、十分配慮する ことは良いことだと思います。つ	1件	今後、他市の状況等も踏まえ、研究し ていきたいと思えます。

	<p>くば市もつくば保育の質ガイドラインを策定するならば「つくば市子ども権利条例」を制定し、保育者や保護者のみならず、全市的に理解と施策を深めていって欲しいと思います。</p>		
--	--	--	--

■ 修正の内容

○ p1 ガイドライン策定の趣旨 について

修正前	修正後
<p>つくば市では、多様な保育ニーズに対応していくため、バランスの良い施設などの整備を行うと同時に、保育人材の確保を支援して、待機児童解消を目指しています。こうした子ども・子育てを支える基盤の量的確保により新規施設が増加している中で、保育の質の確保・向上にも取り組んでいく必要があります。</p> <p>そのために、市内全ての保育所（園）、幼稚園及び認定こども園など（以下「保育施設」という。）において、子どもたちの育ちに十分配慮しながら、質の高い保育・幼児教育（以下「保育」という。）を計画的かつ確実に子どもたちに提供するため、保育に関わる全ての職員や、事業者、保護者、地域、行政など（以下「保育関係者」という。）が共通理解を深め、相互に連携・協力していく必要があります。</p>	<p>つくば市では、多様な保育ニーズに対応していくために、<u>施設を適正に整備すると同時に</u>、保育人材の確保を支援して、待機児童解消を目指しています。また、こうした子ども・子育てを支える基盤の量的確保により新規施設が増加している中で、<u>量的な拡充だけでなく、保育の質の確保・向上にも取り組んでいます。</u></p> <p><u>質の高い保育・幼児教育（以下「保育」という。）を計画的かつ確実に子どもたちに提供するためには、市内全ての保育所（園）、幼稚園及び認定こども園など（以下「保育施設」という。）において、子どもたちの育ちに十分配慮しながら、保育に関わる全ての職員や、事業者、保護者、地域、行政など（以下「保育関係者」という。）が共通理解を深め、相互に連携・協力して</u>いく必要があります。</p>
<p>つくば市では、保育関係者が本ガイドラインを活用し、また、つくばらしさや地域の資源もいかしながら子どもたちの育ちを支え、市内のどの保育施設においても、保育の質の確保がされるような、「安心の子育てができるつくば」を目指していきます。</p>	<p>つくば市では、保育関係者が本ガイドラインを活用し、また、つくばらしさや地域の資源もいかしながら、子どもたちの育ちを支え、市内のどの保育施設においても、<u>質の高い保育を行い、「安心の子育てができるつくば」</u>を目指していきます。</p>

○ p4 (1)子どもの権利 について

修正前	修正後
<p>子どもの権利とは、全ての子どもが心身共に健康に、自分らしく育つための権利です。子どもの権利条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利が記されています。子どもが置かれている環境はそれぞれ違って、子どもたちには、最善の保育を受ける権利があります。</p> <p>子どもの気持ちに寄り添い、子どもの尊厳を尊重し、健やかな成長を見守り、支えながら、保育を行っていく必要があります。また、子どもの人権を著しく傷つける虐待の防止や予防についても努めていきます。</p>	<p>子どもの権利とは、全ての子どもが心身共に健康に、自分らしく育つための権利です。子どもの権利条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利が記されています。置かれている環境はそれぞれ違って、子どもたちには、最善の保育を受ける権利があります。</p> <p>子どもの気持ちに寄り添い、子どもの尊厳を尊重し、健やかな成長を見守り、支えながら、保育を行っていく必要があります。また、子どもの人権を著しく傷つける虐待の防止や<u>早期発見</u>についても努めていきます。</p> <p>(参考) 外務省 児童の権利に関する条約 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/</p>
<p>【個人情報の保護】 個人情報保護について、職員全体で理解し、守りましょう。</p>	<p>【個人情報の保護】 個人情報保護について、職員全体で理解し、<u>順守</u>しましょう。</p>
<p>【虐待の防止】 子どもに対し、威圧的、命令的、否定的な言葉遣いや叩く、つねるなどの体罰は絶対にやめましょう。</p>	<p>【虐待の禁止】 子どもに対し、威圧的、命令的、否定的な言葉遣いや叩く、つねるなどの体罰は絶対にやめましょう。</p>

○ p5 (2)職員に求められる資質 について

修正前	修正後
<p>(2) 職員に求められる資質 子ども一人ひとりに寄り添い、発達過程に応じた必要な保育や援助を行います。</p>	<p>(2) 職員に求められる資質 子ども一人ひとりに寄り添い、<u>発達過程</u>に応じた<u>保育や援助</u>を行います。</p>
<p>保育施設は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人ひとりの職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなくてはなりません。</p> <p>また、全ての職員は、子ども一人ひとりの違いを認められる価値観及び倫理観、か</p>	<p>保育施設は、質の高い保育を展開するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう<u>絶えず</u>努めなくてはなりません。</p> <p>また、全ての職員は、子ども一人ひとりの違いを認められる価値観及び倫理観、保育</p>

つ保育者としての責任を持って保育に当たり、常に自己評価に基づく課題などを踏まえ、保育技術や知識を高める意欲がなくてはなりません。	者としての責任を持って <u>保育に当たるとともに、自身の実践を振り返り、課題を踏まえて、保育技術や知識を高める意欲がなくてはなりません。</u>
【全ての職員の倫理観】 保育所保育指針、幼稚園教育要領などの理解、職員間での助言指導などをし、保育者・教育者の自覚（命を守る仕事の意識）を持ち保育に取り組みましょう。常に危機管理意識を持ち行動をしましょう。	【全ての職員の倫理観】 保育所保育指針、幼稚園教育要領、 <u>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</u> などの理解を深め、互いに助言、指導し合える職員関係を目指しましょう。 常に危機管理意識を持ち、子どもの命を守る保育者・教育者としての自覚を持って保育に取り組みましょう。
【自身のスキルアップ】 職務内容に応じた研修受講、他園との交流など、自身の保育の振り返りを行いましょう。	【自身のスキルアップ】 職務内容に応じた研修や <u>他施設との交流</u> などを通して、自身の <u>保育を振り返り、スキルアップに努めましょう。</u>
【子どもに寄り添う保育】 積極的に子どもに関わり、子どもと関わることを喜び、一緒に楽しみ保育を行いましょう。	【子どもに寄り添う保育】 積極的に子どもに関わり、 <u>子どもの思いを受け止めて、保育を一緒に楽しみましょ</u> う。
【保護者との信頼関係】 保護者の気持ちに寄り添い、共に子どもの成長を喜び、発達を支援し、保護者からの相談、保護者への助言を行いましょう。	【保護者との信頼関係】 <u>保護者の気持ちに寄り添いながら子どもの発達を支援し、共に子どもの成長を喜べる関係を築きましょう。また、保育者としての専門性をいかし、保護者からの相談を受けたり、保護者への助言を行ったりしま</u> しょう。

○ p6 (3)保育環境 について

修正前	修正後
(3) 保育環境 子どもが安全に生活できる保育環境を整えます。	(3) 保育環境 子どもが豊かで安全に生活を送れる保育環境を整えます。
保育施設は、人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるように、計画的に環境を構成し工夫して保育を行います。 子どもたちは、適切に整えられた環境の	<u>子どもたちは、適切に整えられた環境の下、生活や遊びを通して様々な力を身につけていきます。自らを取り巻く環境に主体的に関わり遊ぶことで心身の発達が促され、人間として尊重され愛されることによ</u>

<p>下、生活や遊びを通して様々な力を身に付けていきます。自らを取り巻く環境に主体的に関わり遊ぶことで心身の発達が促され、人間として尊重され愛されることにより人への信頼感が育まれていきます。</p> <p>職員は子どものための保育環境を構成するとともに、常に確認を怠らず、子どもの健康に気を配り、子どもが安心して安全に過ごせる環境を整えます。</p> <p>つくば市では、子どもたちの安全な生活と、成長に合わせた環境の整備を行っています。</p>	<p>り人への信頼感が育まれていきます。保育施設は、人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるように、計画的に環境を構成し工夫して保育を行います。</p> <p>職員は子どものための保育環境を構成するとともに、常に子どもの健康に気を配り、子どもが安心して安全に過ごせる環境を整えます。</p>
<p>【安全・安心な室内の環境】</p> <p>施設内（保育室・調理室・トイレなど）の清掃、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類を常に消毒することで、いつも清潔さが保たれるようにしましょう。</p>	<p>【安全・安心な室内の環境】</p> <p>施設内（保育室・調理室・トイレなど）の清掃、玩具などの備品類の点検を行い、いつも安全・安心、清潔が保たれるようにしましょう。</p>
<p>【外遊びの取組】</p> <p>園庭や園外での活動により、のびのびと体を動かす楽しさや自然物との関わりを通して、季節を感じられるように環境を整えていきましょう。</p>	<p>【外遊びの取組】</p> <p>戸外での活動では、豊かな自然の中で季節を感じ、伸び伸びと体を動かすことの楽しさを味わえるような取組をしましょう。</p>
<p>【人的配置による保育環境の整備】</p> <p>適正な保育士の配置と、特別な支援を必要とする子どもがいれば加配保育を配置するなどして、集団保育が安全で情緒の安定した生活となるように保育環境を整えていきましょう。</p>	<p>【人的配置による保育環境の整備】</p> <p>適正な保育士の配置に加え、特別な支援を要する子どもへの加配保育を行うなどして、子どもが安全で情緒の安定した生活を送れるように保育環境を整えましょう。</p>
<p>【労働環境の整備】</p> <p>地域の保育や子育て支援を担う子育て支援員（※注1）の育成を図り、保育者の労働環境を整えていきましょう。</p>	<p>【労働環境の整備】</p> <p>地域の保育や子育て支援を担う子育て支援員（※1）の育成や保育人材の確保を図り、保育者の労働環境を整えていきましょう。</p>

○ p7 (4)保育内容 ①保育計画 について

修正前	修正後
<p>①保育計画</p> <p>保育の全体的な計画を実践し、日々の保育を振り返り、子どもの生涯に渡る生きる力</p>	<p>①保育計画</p> <p>子どもが生涯にわたる生きる力の基礎を培い、社会に求められる資質能力を身につ</p>

<p>の基礎を培い、社会や世界の状況を視野に入れ、社会に求められる資質や能力を育み、明日の保育につながるよう努めます。</p> <p>保育施設における保育の特性は、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育者などが行う援助や関わりである「養護」と子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」との「養護と教育の一体的な展開」であり、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、子どもの育ちを踏まえ援助していくことが大切です。</p>	<p>けるための保育計画を作成し、計画に基づいた保育を実践します。また、日々の保育を振り返り、明日のより良い保育につながるよう努めます。</p> <p>保育施設における保育は、「養護」（子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育者が行う援助や関わり）と「教育」（子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助）の一体的な展開を特性としています。</p>
<p>保育の内容は、0歳から6歳までの子どもの年齢に応じた発達の特徴を見通し、各保育施設の保育理念や保育方針、つくばらしい地域性などを反映させながら保育計画を立て、計画に基づく保育を展開し、日々の保育を振り返り評価することにより、明日の保育に反映されることを繰り返すことが、保育の質の向上につながります。</p>	<p>保育計画の作成に当たっては、0歳から6歳までの子どもの年齢に応じた発達の特徴を見通し、各保育施設の保育理念や保育方針、つくばらしい地域特性などを反映させながら具体的な内容を考えていくことが大切です。また、計画に基づく保育を展開し、日々の保育を振り返って評価し、明日の保育への反映を繰り返していくことが、保育の質の向上につながります。</p>
<p>計画された保育は、子どもの主体性を尊重し、その時々の子どもの状態に応じた応答的な環境の構成や援助を行うことが重要です。職員の適切な援助によって、子どもが自らやってみようとする意欲や興味関心、好奇心、探究心などの心情、考える力や認識力が培われ、自信や自己肯定感が育まれていきます。</p>	<p>計画的な保育の中でも、子どもの主体性を尊重し、子どもの状態に応じた応答的な環境を構成しながら援助を行うことが重要です。保育者の適切な援助によって、子どもの意欲や興味関心、好奇心や探求心、考える力や認識力、自信や自己肯定感が育まれていきます。</p>
<p>【様々な環境の子どもへの保育】 子どもの個々の発達や地域の特性、年齢別、家庭環境をもとに計画を立て、保育に反映しましょう。</p>	<p>【様々な環境の子どもへの保育】 子どもの個々の発達や年齢、家庭環境、地域の特性をもとに計画を立て、保育に反映しましょう。</p>
<p>【異年齢児との交流の場】 相互作用を通しての体験として、異年齢児との触れ合いや交流の場を計画しましょう。</p>	<p>【異年齢児との交流の場】 子どもの体験をより豊かなものにするために、相互作用を通しての体験として、異年齢児との触れ合いや交流の場を計画しましょう。</p>

○ p8 (4)保育内容 ②生活と遊びの中の保育 について

修正前	修正後
<p>②生活と遊びの中の保育 生活と遊びの中で、<u>生命の保持・情緒の安定、健康な心と体・社会性を身につけるための基礎を</u>培います。</p>	<p>②生活と遊びの中の保育 生活と遊びの中で、<u>生命の保持や情緒の安定を図り、健康な心と体を培い、社会性を身につけるための基礎を</u>培います。</p>
<p>子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止めることが、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となります。</p>	<p>子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止めることが、様々な<u>表現方法</u>や感性を豊かにする経験となります。</p>
<p>ア 1歳未満児 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や運動機能が著しく発達し、特定の大人との愛情豊かな応答的な関わりを通じ、情緒的な絆が形成される特徴があります。 また、この時期の保育については、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応も必要であり、養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容との一体性をより強く意識し、保育を行うことが重要です。 つくば市では、保護者との信頼関係を築きながら、保育士、看護師、栄養士、調理員、嘱託医などの専門性をいかした素早い対応をし、子どもが健やかに伸び伸びと育つ基盤を培います。</p>	<p>ア 1歳未満児 乳児期には、<u>視覚、聴覚などの感覚や運動機能が著しく発達するとともに、特定の大人との愛情豊かで応答的な関わりを通じ、情緒的な絆が形成される特徴があります。</u> また、この時期の保育については、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応も必要となります。<u>養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」と教育における「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助」との一体性をより強く意識し、保育を行うことが重要です。</u> つくば市では、保護者との信頼関係を築きながら、保育士、看護師、栄養士、調理員、嘱託医などがそれぞれの専門性をいかした素早い対応をし、子どもが健やかに伸び伸びと育つ基盤を培います。</p>
<p>【生命の保持、情緒の安定】 一人ひとりの発育及び健康状態を把握し、表情豊かに優しく語りかけ、保育にあたりましょう。</p>	<p>【生命の保持、情緒の安定】 一人ひとりの発育及び健康状態を把握し、表情豊かに優しく語りかけ、<u>丁寧な保育を心がけ</u>ましょう。</p>
<p>【視覚、聴覚の発達の支援】 玩具の種類や色、大きさを工夫し、音の大きさ、採光に配慮をしましょう。</p>	<p>【視覚、聴覚の発達の支援】 玩具の種類や色、<u>大きさなど安全面に十分に配慮しながら、音の大きさ、採光を工夫</u>しましょう。</p>

<p>【健康に伸び伸びと育つ】 発育に応じての体を動かす機会の確保や工夫をし、子どもが自ら体を動かす意欲を育てる様々な取組をしましょう。</p>	<p>【健康に伸び伸びと育つ視点】 発育に応じての体を動かす機会を<u>確保し</u>、子どもが自ら体を動かす<u>意欲を育てる工夫</u>をして、様々な取組をしましょう。</p>
--	--

○ p9 (4)保育内容 ②生活と遊びの中の保育 について

修正前	修正後
<p>また、指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱も保育士などの援助の下、自分で行うようになり、発声も明瞭になってくるため、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。</p> <p>このように、自分でできることが増え、自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であり、保育士などは、子どもの生活の安定を図りながら、生活と遊びの中で、自発的な活動を尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、優しく応答的に関わる必要となってきました。</p> <p>つくば市では、個別の対応を大切に子どもが他の友だちや保護者、保育士などの温かい関わりにより、豊かな感性や表現する力を養い、明るく伸び伸びと生活できるよう援助します。</p>	<p>また、指先の機能も発達し、食事や衣類の着脱も徐々に自分で行えるようになり<u>ます</u>。発声も明瞭になり、<u>語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。</u></p> <p>このように、自分でできることが増え、<u>自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期である</u>と言えます。保育士などは、<u>子どもの生活の安定を図ること、自発的な活動を尊重して温かく見守ること、愛情豊かで応答的に関わることなどが必要</u>となってきます。</p> <p>つくば市では、<u>一人ひとりの子どもがほかの友達や保護者、保育士などとの温かい関わりを通して、豊かな感性や表現する力を培い、明るく伸び伸びと生活</u>できるよう援助します</p>
<p>【身近な人との触れ合い】 保育士などや他の友達との関わり、周囲の大人との関係など、人と関わる力が養われるよう援助をしましょう。</p>	<p>【身近な人との触れ合い】 <u>保育士などや周囲の大人、他の友達との関わりを通して、人と関わる力が養われる</u>よう援助をしましょう。</p>
<p>【健康な心と体】 子どもが明るく伸び伸びと生活し、自ら体を動かすことを楽しめるよう取組をしましょう。また、子どもの気持ちに配慮した触れ合いを行いましょう。</p>	<p>【健康な心と体】 子どもが明るく伸び伸びと生活し、自ら体を動かすことを楽しめるよう<u>な取組</u>をしましょう。また、子どもの気持ちに配慮した<u>温かい触れ合い</u>を行いましょう。</p>
<p>【自然環境との触れ合い】 身近な生物や自然との日常的な関わりをもち、生命の尊さに気付く経験につながる様なやりとりをし、周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、生活に取り</p>	<p>【自然環境との触れ合い】 <u>身近な生物や自然と日常的に関わりを持ち、生命の尊さへの気付きを促し</u>ましょう。また、<u>子どもが周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、自身の生活</u></p>

入れていこうとする力を養う取組をしましょう。	に取り入れていこうとする力を養いましょう。
【言葉表現の重要性】 保育士などの言葉の役割の重要性に留意し、子どもの気持ちや経験の言語化の援助を行きましょう。	【言語表現の重要性】 子どもの言語発達において保育士などの言葉が重要な役割を果たすことに留意して、子どもの気持ちや経験などの言語化を援助しましょう。

○ p10、p11 (4)保育内容 ②生活と遊びの中の保育 について

修正前	修正後
ウ 3歳以上児 3歳以上児については、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになると共に、基本的な生活習慣の自立、語彙の増加、知的興味や関心の高まりに加え、仲間と遊び、仲間の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。3歳以上児の保育においては、これらの発達の特徴を踏まえ、個の成長と集団としての活動の充実を図ることが大切です。 また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（健康な心と体、自立心、協同性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現）を念頭におき、幼児教育から小学校教育への「学びの接続」を円滑に行うために策定する接続カリキュラムを意識しながら、生活と遊びの中で、主体的で協同的な活動の充実を図っていきます。	ウ 3歳以上児 3歳以上児については、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになると共に、基本的な生活習慣の自立、語彙の増加、知的興味や関心の高まりが見られます。また、仲間と遊び、仲間の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。3歳以上児の保育においては、これらの発達の特徴を踏まえ、個の成長と集団としての活動の充実を図ることが大切です。 また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、 <u>標識や文字</u> などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、 <u>豊かな感性と表現</u> ）や、 <u>幼児教育から小学校教育への「学びの接続」の円滑化のための接続カリキュラムを意識しながら、主体的で協同的な活動の充実を図っていきます。</u>
つくば市では、保育施設内外の人材、行事、施設などの地域の資源を積極的に活用し、豊かな体験・経験を通して保育内容が充実し、子どもの社会性を培う援助をしています。	つくば市では、保育施設内外の人材、行事、施設など地域の資源を積極的に <u>活用すること</u> で豊かな体験・経験を促し、充実した <u>保育内容により子どもの社会性を育て</u> ていきます。

<p>【家族とのつながりを育む】 家庭での生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つように努めましょう。</p>	<p>【家族とのつながりを育む】 家庭生活の中で親や祖父母にとって自分<u>は大切な存在であることに気付かせ、自分も家族を大切に思う</u>気持ちが育つように努めましょう。</p>
<p>【地域との関わりと社会性】 積極的に散歩や保育施設外保育を実施し、地域の環境や、様々な行事を通して社会性を育む取組をしましょう。</p>	<p>【地域との関わりと社会性】 積極的に散歩や<u>保育施設外での活動</u>を行い、<u>地域資源の活用や、様々な行事</u>を通して社会性を育む取組をしましょう。</p>
<p>【協同への意識】 友達と協力しやり遂げる活動を通し、子ども同士が互いに思いを伝え合い、折り合いを付ける経験から規範意識の芽生えを育て、個の成長と集団としての活動が充実するよう取り組みましょう。</p>	<p>【協同への意識】 友達と協力しやり遂げる活動の中で、子ども同士が互いに思いを伝え合い、折り合いを付ける<u>経験を促す</u>など、<u>個の成長と集団としての活動の充実を図り、規範意識の芽生えを育て</u>ましょう。</p>
<p>【自然環境への好奇心や探究心】 園内外での様々な形態での自然体験を行い、自然に触れ合うことで五感での様々な体験を通し、自然の性質や仕組み、不思議さなどを子どもたちが気付くようにしましょう。</p>	<p>【自然環境への好奇心や探究心】 施設内外で様々な自然体験を行い、<u>五感を使って自然と触れ合う</u>中で、<u>自然の性質や仕組み、不思議さ</u>などに子どもたちが気付くようにしましょう。</p>
<p>【日本文化の理解】 日本の文化や伝統行事、伝統的な遊びに親しみ、日本文化を理解するとともに異なる文化に触れ、文化の比較をしながら国際理解の意識の芽生えとなる活動の取組を行いましょう。</p>	<p>【日本文化の理解】 日本の文化や伝統行事、<u>伝統的な遊びに親しむ活動</u>により日本文化への理解を促すとともに、<u>異なる文化に触れ、文化の比較</u>ができるような活動を取り入れて国際理解の意識の芽生えを促しましょう。</p>
<p>【状況に即した保育】 幼児教育において育みたい資質・能力について、子どもの実態や取り巻く状況の変化などに即して展開できるよう、保育などの計画や評価の在り方について、職員間で検討しながら進めましょう。</p>	<p>【状況に即した保育】 幼児教育において育みたい資質・能力について、<u>子どもの実態やそれを取り巻く状況の変化</u>などに即した保育を展開できるよう、<u>日頃から保育などの計画や評価の在り方</u>について職員間で検討し、改善を図りましょう。</p>
<p>(※1) 義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校</p> <p>(※2) 接続カリキュラムとは、幼児教育</p>	<p>(※1) 義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う<u>学校のこと</u>です。</p> <p>(※2) 接続カリキュラムとは、幼児教育</p>

から小学校教育への円滑な接続を図るために作られるカリキュラムの事です。小学校教育に向かう幼児期の全体的な計画（教育課程を含む）【アプローチカリキュラム】と、幼児教育との円滑な接続を意識した小学校入学時の教育課程【スタートカリキュラム】を合わせ、幼児期と児童期の「学び」をつなぎます。	から小学校教育への円滑な接続を図るために作られるカリキュラムの事です。小学校教育に向かう幼児期の全体的な計画（教育課程を含む）である【アプローチカリキュラム】と、幼児教育との円滑な接続を意識した小学校入学時の教育課程である【スタートカリキュラム】を合わせ、幼児期と児童期の「学び」をつなぎます。
---	---

○ p12 (4)保育内容 ③食育 について

修正前	修正後
<p>食べることは、生きることの源であり、保育施設における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことが目標となっています。</p> <p>「食」を通して健康な心と体、いのちを大切にしていく力、人と関わる力、様々な伝統や文化、食の素材に関わり作物の栽培や調理に関心を持つ力を育てていくことを食育の視点に盛り込む必要があります。</p>	<p>食べることは生きることの源であり、<u>心と体の発達に密接に関係しています。</u>保育施設における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことが目標となっています。</p> <p>「食」を通して健康な心と体、命を大切にしていく力、人と関わる力、<u>様々な伝統や文化を理解する力</u>や、食の素材に関わり作物の栽培や調理に関心を持つ力を育てていくことを食育の視点に盛り込む必要があります。</p>
<p>保育施設での給食は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）に基づき施設の規模や設備にあった衛生管理を行い、鮮度の良い衛生的な食材を選定し、旬の食材も取り入れながら、栄養価を考え献立を作成しています。</p> <p>また同時に、保育施設での食事は、食事をする環境を整え、保育者が子ども一人ひとりに合わせて丁寧に関わることが大切です。</p> <p>つくば市では、保育施設が食育計画などに基づき、「つくばらしさ」をいかした食育を推進し、子どもが「食」に対しての興味・関心や食事のマナー、感謝の気持ちなど様々なことを学ぶ環境を整えていきます。</p>	<p>保育施設での給食は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）を<u>踏まえ</u>、施設の規模や設備にあった衛生管理を行い、鮮度の良い衛生的な食材を選定し、旬の食材も取り入れながら、栄養価を考え献立を作成しています。</p> <p>また同時に、保育施設での食事は、食事をする環境を整え、保育者が子ども一人ひとりに合わせて丁寧に関わることが大切です。</p> <p>つくば市では、保育施設が食育計画などに基づき、「つくばらしさ」をいかした食育を推進し、子どもが「食」に対しての興味・関心や食事のマナー、感謝の気持ちなど様々なことを<u>学ぶための環境</u>も整えていきます。</p>

<p>【食を育む力の育成】 食育に関する方針や目標の計画を立て、栄養士、調理員、保育士の情報交換を行います。</p>	<p>【食を営む力の育成】 食育に関する方針や目標及び計画を立て、<u>栄養士、調理員、保育士などの情報交換を行い、それぞれの職員の専門性をいかしながら、創意工夫しましょう。</u></p>
<p>【食育活動】 低年齢児から、発達に合わせて子どもが主体的に参加できるような計画を作成し、計画に基づいた食育活動（栽培・作物の収穫及び調理・食文化への関心など）を行います。</p>	<p>【食育活動】 低年齢児から、発達に合わせて子どもが主体的に参加できるような計画を作成し、<u>計画に基づいた食育活動（作物の栽培や収穫、食材の調理体験や食文化などの理解を深める活動）</u>を行います。</p>
<p>【個々に合った食事の提供】 アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）などに基づき、アレルゲン食品の確認、献立の確認、食事提供時の留意点、誤食した場合の対応方法など、医師の診断に基づいた保護者との定期的な話し合いを行い確認しましょう。</p>	<p>【個々に合った食事の提供】 アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）<u>や「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）</u>などに基づき、アレルゲン食品の確認、献立の確認、食事提供時の留意点、誤食した場合の対応方法など、医師の診断に基づいた保護者との定期的な話し合いを行い確認しましょう。</p>

○ p13 (4)保育内容 ④健康 について

修正前	修正後
<p>同時に、保育施設は集団の生活の場であるため、感染症の早期発見と早期対応に努めなくてはなりません。健康診断の結果や予防接種の予定、流行している感染症状況などを保護者に知らせるなど、日頃から保護者とともに子どもの健康管理を行う必要があります。</p>	<p>同時に、保育施設は集団の生活の場であるため、<u>感染症の予防及び早期発見と早期対応</u>に努めなくてはなりません。健康診断の結果や予防接種の予定、<u>流行している感染症の状況</u>を保護者に知らせるなど、日頃から保護者と共に子どもの健康管理を行う必要があります。</p>

○ p14 (5)安全管理 について

修正前	修正後
<p>(5) 安全管理 安心・安全・危機管理に努めます。</p>	<p>(5) 安全管理 危機管理意識を持ち、安全対策のための共通理解や体制づくりに努めます。</p>

職員は子ども一人ひとりを十分に理解し、発達 の段階 で起こりうる事故などの可能性を念頭におき、職員全員で施設内外での事故の予防に努めます。	職員は、子ども一人ひとりを十分に理解し、 <u>子どもの発達の特性と事故との関わり</u> に留意した上で、職員全員で施設内外での事故の予防に努めます。
【個人情報の管理】 個人情報の管理について、全職員で共通認識し適切な管理を行いましょ う 。	【個人情報の管理】 個人情報の管理について、 <u>全職員で共通認識を持ち</u> 適切な管理を行いましょ う 。
【事故などの情報共有と再発防止】 事故報告、ヒヤリハット報告があった際には、職員間で情報共有し、再発防止に向けて話し合いを行い迅速な対処をしましょ う 。	【事故などの情報共有と再発防止】 事故報告、ヒヤリハット報告があった際には、職員間で <u>情報を共有し</u> 、再発防止に向けて話し合いを行い迅速な対処をしましょ う 。

○ p15 (6)支援 について

修正前	修正後
また、保育施設の入所（園）児童以外の子どもに対する地域の子育て支援の拠点となるよう、園庭の開放や相談などの事業を実施するとともに、地域の方々との交流を推進し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに務めます。	また、保育施設の入所（園）児童以外の子どもも含めた <u>地域の</u> 子育て支援の拠点となるよう、園庭の開放や相談などの事業を実施するとともに、地域の方々との交流を推進し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。
【課題の共有】 保護者からの要望・御意見などに誠実に対応するとともに、保護者アンケートなどを実施することにより、保護者と課題を共有し改善に努めましょ う 。	【課題の共有】 保護者からの <u>要望や意見</u> などに誠実に対応するとともに、保護者アンケートなどにより課題を共有し、改善に努めましょ う 。
【支援が必要な家庭への配慮】 経済的困窮、養育困難、育児不安などを有する保護者の情報を把握し、対応に配慮するとともに、必要な助言や支援を行いましょ う 。	【支援が必要な家庭への配慮】 経済的困窮、養育困難、育児不安などを有する保護者の情報を <u>把握して適正に管理し</u> 、対応に配慮するとともに、必要な助言や支援を行いましょ う 。
【行政との連携】 特別な支援を必要とする子どもなど、養育困難家庭に対する支援・就学制度を理解するとともに、必要に応じて行政へつなげたり、助言をするなどの支援をしましょ う 。	【行政との連携】 特別な支援を必要とする <u>家庭や子どもなど</u> に対する支援・就学制度を理解するとともに、必要に応じて行政へつなげたり、助言をしたりするなどの支援をしましょ う 。

○ p16 (6)支援 について

修正前	修正後
<p>【地域における子育て支援の拠点】 地域の子育て家庭を対象に、行事、相談、講座、施設や園庭の開放などに積極的に取組を行いましょう。</p>	<p>【地域における子育て支援の拠点】 地域の子育て家庭を対象に、行事、相談、講座、施設や園庭の開放などの取組を積極的に<u>行い</u>ましょう。</p>
<p>【地域住民との交流】 昔遊びや農業体験など幅広い世代の住民参加型の行事を実施し、地域住民と子どもとの交流の推進をしましょう。</p>	<p>【地域住民との交流】 昔遊びや農業体験など<u>幅広い世代による</u>住民参加型の行事を実施し、地域住民と子どもとの交流の推進をしましょう。</p>

○ p17 p18 5保育の質の向上のために求められるもの について

修正前	修正後
<p>(1) 事業者の役割と運営体制 保育の質を確保し、日々の保育を支えているのは人材です。 保育の質を確保するためには、保育者の確保や保育者の育成、社会保障や雇用条件などの労働条件が整備されていることが重要です。また、保育施設の職員が安心して 保育に従事するには、運営事業者の健全な運営が不可欠です。 「(仮称)つくば保育の質ガイドライン」アンケート調査結果においても、「保育の質」として重要だと思われる項目について、保育施設の保育士及び教諭からの回答は「保育者の人数」が一番多く、それに次いで「保育者の資質」、「保育内容の質」が多い結果となりました。(※P20 参照)</p>	<p>(1) 事業者の役割と運営体制 保育の質を確保し、日々の保育を支えているのは<u>一人ひとり</u>の人材です。 保育の質を確保するためには、保育者の確保、育成、社会保障や雇用条件<u>といった労働条件の整備が図られている</u>ことが重要です。また、保育施設の職員が安心して保育に従事するには、<u>事業者による健全な施設運営</u>が不可欠です。 「(仮称)つくば保育の質ガイドライン」アンケート調査では、保育士及び教諭が考える「保育の質にとって重要なもの」として、「<u>保育者の人数・配置</u>」が最も多く挙げられました。次いで「保育者の資質」、「<u>保育内容の質</u>」が挙げられたことから、<u>十分な数の保育者を確保したうえで一人ひとりの資質向上に取り組み、保育内容を充実したものにしていくことが重要である</u>と考えられます。(※P20 参照)</p>
<p>① 保育者の確保 アンケートの結果からも、職員の経験年数や年齢に応じてバランス良く、必要な人数を配置することは、職員の保育への意欲や自己啓発への取組を支え、保育の質の向</p>	<p>①保育者の確保 職員の経験年数や年齢に応じてバランス良く、必要な人数を配置することは、職員の保育への意欲や自己啓発への取組を支えます。<u>これらを踏まえ、質の高い保育を</u></p>

上につながります。これらを踏まえ、質の高い保育を展開するため、月齢や状況に応じた保育士配置などの保育体制の整備などに努めていくことが必要です。	展開するため、月齢や状況に応じた <u>保育士配置などの保育体制の整備</u> に努めていくことが必要です。
③ 労働条件の整備 事業者は、保育施設の役割や社会的責任を遂行するために、法令を遵守し、職員の雇用条件や、就労規則などを明確にします。職員が安定して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間等）を整備し、保育士が働きやすい職場にしていくことが必要です。	③労働条件の整備 事業者は、保育施設の役割や社会的責任を <u>果たす</u> ために、法令を遵守し、職員の雇用条件や、就労規則などを明確にします。職員が安定して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間等）を整備し、保育士が働きやすい職場にしていくことが必要です。
(2) 保護者の役割 保護者は、保育施設における子どものための保育や保育の専門性を理解し、保育施設職員と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しや希望を持ち、保育施設の保育に、積極的に参加、協力しましょう。	(2) 保護者の役割 保護者は、 <u>子どもが集団生活の中で味わう様々な体験や経験を理解し、保育施設職員と子どもの育ちを共有し、連絡帳の活用や送迎時の対話、保育行事や保護者会などへの参加・協力を通して、保育施設職員との関係を深めてい</u> きましょう。
(3) 地域の役割 子どもを中心に、保育施設や保護者と一緒に地域全体で、充実した子育ての環境づくりに努めましょう。	(3) 地域の役割 子どもを中心に、 <u>地域全体で充実した子育て環境を作り上げてい</u> きましょう。
(4) 市の役割 この本ガイドラインの策定によって、更なる保育の質の向上の契機となり、保育に関わる全ての職員や、事業者、保護者、地域の方々とともに連携・協力し、子どもを中心とした「保育の質の向上」を図ることができる保育環境を提供していきます。	(4) 市の役割 本ガイドラインの策定によって、 <u>全ての保育関係者と</u> ともに連携・協力し、 <u>子どもを中心とした更なる「保育の質の向上」</u> を図ることができる保育環境を提供していきます。

○ p19 おわりに について

修正前	修正後
本ガイドラインは、平成 29 年 6 月に「(仮称) つくば保育の質ガイドライン策定会議開催要項」を施行し、7 月から「(仮称) つくば保育の質ガイドライン策定会議」を	本ガイドラインは、平成 29 年 6 月に「(仮称) つくば保育の質ガイドライン策定会議開催要項」が施行され、7 月から開催された「(仮称) つくば保育の質ガイドライン

<p>開催し、「(仮称)つくば保育の質ガイドラインワーキング会議」での現場の保育士や幼稚園教諭の方の意見や、保育事業者、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、保護者などを対象とした「(仮称)つくば保育の質ガイドライン」アンケート結果、ワークショップ「つくばの保育を考えよう」での意見などを踏まえて議論し、作り上げたものです。</p>	<p>策定会議」によって策定されたものです。内容の構成に当たっては、「(仮称)つくば保育の質ガイドラインワーキング会議」における現場の保育士・教諭の方々の意見や、保育事業者、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、保護者などを対象とした「『(仮称)つくば保育の質ガイドライン』アンケート」の結果、「ワークショップ『つくばの保育を考えよう』」で出された意見などを踏まえて議論を行いました。</p>
--	--